

ショートステイ あんきな家 清水ヶ丘
(介護予防) 短期入所生活介護
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清和会（以下「事業者」という。）が開設する、ショートステイあんきな家清水ヶ丘（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護及び緊急ショートステイ（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定短期入所生活介護の運営の方針)

- 第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

- 第3条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

(緊急ショートステイの方針)

第4条 在宅の援護が必要な高齢者の介護者に代わって当該高齢者を緊急かつ一時的に

養護する必要なある場合に、緊急ショートステイ施設に入所させることにより、当該高齢者及びその介護者の身体的及び精神的な負担軽減を図ることを目的とする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護及び緊急ショートステイの一体的運営)

第5条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護及び緊急ショートステイのサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(緊急ショートステイの実施主体)

第6条 緊急ショートステイの実施主体は土佐清水市とする。

(緊急ショートステイの対象者)

第7条 土佐清水市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者とする。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成10年法第114号）等の法令の規定により医療機関等に入院又は入所すべき者を除く。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の判定において、要介護者又は要支援者と認定された者。

(2) 65歳以上の高齢者で、要介護又は要支援の認定が見込まれる方。

(緊急ショートステイの利用の要件)

第8条 緊急ショートステイ利用の要件は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 介護者の急病や事故等により、他に介護する者がいないとき。

(2) 葬祭等やむを得ない介護者の事情があり、他に介護する者がいない場合。

(3) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき一時的に保護が必要な場合。

(4) 市長が必要と認めた場合

(緊急ショートステイの期間)

第9条 緊急ショートステイの期間は原則として7日以内とする。ただし、緊急ショートステイの期間の延長がやむを得ないと土佐清水市長が判断した場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

2 施設運営者は、前項ただし書きに該当するときは、事前に土佐清水市長へ報告し判断を得るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第10条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 名 称 ショートステイあんきな家清水ヶ丘

(2) 所在地 高知県土佐清水市清水ヶ丘 30-2

(利用定員)

第11条 事業所の利用者の定員は8人とする。(※緊急ショートステイ3人含む)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第12条 事業所に勤務する従業者(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1人

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師 (配置なし)

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。(※指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される場合で、処遇等が適切に行われる場合に、指定短期入所生活介護事業所に医師を置かないことができる)

(3) 生活相談員 (配置なし)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。(※指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される場合で、処遇等が適切に行われる場合に、指定短期入所生活介護事業所に生活相談員を置かないことができる)

(4) 看護職員 1人以上

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 3:1以上

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 (配置なし)

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。(※指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される場合で、処遇等が適切に行われる場合に、指定短期入所生活介護事業所に機能訓練指導員を置かないことができる)

(7) 栄養士 (配置なし)

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。(※指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される場合で、処遇等が適切に行われる場合に、指定短期入所生活介護事業所に栄養士を置かないことができる)

2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第13条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生

活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第14条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって職員は、利用者及びその家族に

- 対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第15条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第127号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

朝食445円、昼食600円、夕食500円とする。

(2) 滞在に要する費用

従来型個室 1日につき1,231円

(3) 利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用 実費

(4) 理容に要する費用

ア 理容 1回につき 実費負担

(5) 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号から第3号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(利用者の緊急ショートステイ事業費用負担)

第16条 要支援・要介護認定を受けていない利用者の費用負担（土佐清水市要綱に準ずる）

(1) 基本額として日額3,100円（1泊2日）を自己負担とする。

※居住費含む（食費、日常生活費は除く）

(2) 食費

食費の費用負担は、介護老人福祉施設を利用したときの食費の基準費用額（日額）と同額とする。

(3) 日常生活費

短期入所に必要な日常生活費の実費を自己負担する。

2 要支援・要介護認定者の費用負担

介護保険法の規定に基づき、介護給付額に対して所定の額を負担する。

(通常の送迎の実施地域)

第17条 通常の送迎の実施地域は、土佐清水市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第18条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

(1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(4) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする

(緊急時の対応)

第19条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所において定められている協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第20条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第21条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用

に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所において感染症の発生又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第23条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第24条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第25条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第26条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第27条 事業者は、事業所の運営に当たって、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行之、地域との交流に努めるものとする。

(職員の研修)

第28条 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

（ハラスメントの防止）

第29条 施設は、適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第30条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- （1）短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画
- （2）提供した具体的サービス内容等の記録
- （3）身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- （4）利用者に関する市町村への通知に係る記録
- （5）苦情の内容等に関する記録
- （6）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は平成30年12月1日から施行する。

令和元年10月 1日 改訂

令和2年 7月 1日 改訂

令和3年 8月 1日 改訂

令和3年 9月16日 改訂

令和6年 4月 1日 改訂

令和8年 4月 1日 改訂

令和8年 8月 1日 改訂